

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 独自利用事務の対象者	経済的理由により授業料の納付が困難である学生
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年10月5日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	36
10. 保護評価書の名称	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に要する費用の支弁に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=2&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E7%9F%A5%E4%BA%8B&amp;ev_name=&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=10&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=1&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;kk_type=2&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E7%9F%A5%E4%BA%8B&amp;ev_name=&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opn_date_from_gengo=5&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=10&amp;opn_date_from_day=1&amp;opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=11&amp;opn_date_to_day=1&amp;count=20&amp;search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2</a>
12. 委任関係	

執行機関名 東京都知事

学資の貸与及び支給に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第一の十の項 東京都立大学及び東京都立産業技術高等専門学校における授業料の減免に必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	大学等における修学の支援に関する法律第1条	東京都公立大学法人が実施する授業料減免に係る経費の交付に関する要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(真に支援が必要な低所得者世帯の者)に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における(修学の支援)を行い、その(修学に係る経済的負担を軽減)することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。	この要綱は、東京都公立大学法人が、(経済的理由により授業料の納付が困難である学生)に(教育の機会を提供)するため及び東京都の区域内に居住する子育て世帯の(教育費負担を軽減)するために実施する授業料の減免に要する経費について東京都が支弁するため、法人に対して行う経費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都公立大学法人が実施する授業料減免に係る経費の交付に関する要綱